

社会福祉 しずおか



特集 県内に広がる市民後見人養成の動き ～権利擁護を支える市民・専門職・行政の協働～

福祉のまちづくり絵画コンクール
優秀作品を紹介します(平成28年度)

テーマ やさしさでつながる
福祉(しあわせ)のまち



★静岡県町村会長賞 わたなべ このは
清水町立西小学校(5年) 渡辺 心花 さん

「福祉と笑顔でつながる町」

福祉にかかわる人たちがみんなで手をつないで、
住みやすい町を作ろうとしているところをイメージしてかきました。

★静岡県銀行協会賞 おおむら みちか
静岡市立横内小学校(5年) 大村 実愛 さん

「1人1人の優しさを静岡に咲かせよう!」

1人1人が心の中に、優しさの花(優しさ)を咲かせて、静岡の街を優しさあふれる街にしていこう、という絵です。

※学校名、学年は平成28年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

県内に広がる市民後見人養成の動き ～権利擁護を支える市民・専門職・行政の協働～

成年後見制度において、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者後見人が選任される割合が7割を超える状態になっています。

静岡県においても、第三者後見人の不足が課題となる地域も出てきています。

今回の特集では、市民後見の概要、市民後見人養成講座を受講された方のインタビュー、静岡家庭裁判所からのメッセージの構成でお伝えします。

市民後見人への注目

平成12年4月に成年後見制度がスタートしてから、17年目に入りました。その間、家庭裁判所への審判開始の申立て件数は上昇傾向で、現在、静岡家庭裁判所管内では、管理継続中の件数が平成27年末時点で5,688件となっています。

県社会福祉協議会が平成26年度に実施した調査では、何らかの権利擁護支援の必要な方は最低でも2万2千人いることが明らかになっています。今後も進む高齢化により、認知症の方の人数が増えていくことも予想されており、現在、成年後見人を担っている専門職の第三者後見人だけでは対応できない状況が間近に迫っています。このような状況を受けて、成年後見制度の積極的活用の一環として、「市民後見人」が近年注目されるようになってきています。

市民後見人の定義

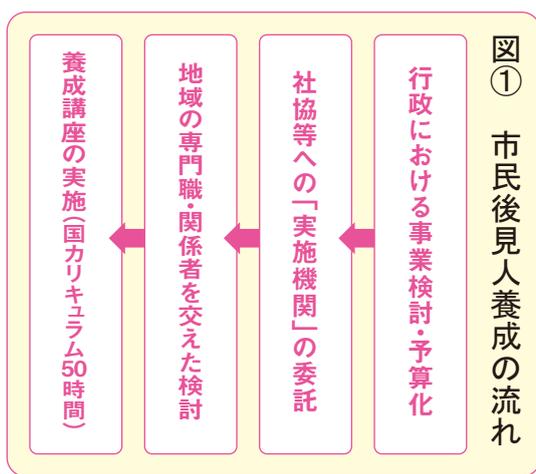
市民後見人については、法令等で統一した見解や明確な定義があるわけではありませんが、市民後見人の取組において先進地である大阪では、『市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を展開する権利擁護の担い手』(岩間伸之)と定義をしています。専門職とは異なる、市民という特性を發揮する後見活動の可能性に期待が集まっています。

市民後見人の養成及び活動支援の体制づくり

平成24年4月に、老人福祉法32条の2「市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とが新設され、市町村における市民後見活動の推進が後押しされることとなりました。

ただ現実的には、一般市民が家庭裁判所から選任されるためには、活動を専門的に担保していく仕組みが不可欠となっています。

養成講座実施までのイメージは図①のとおりです。



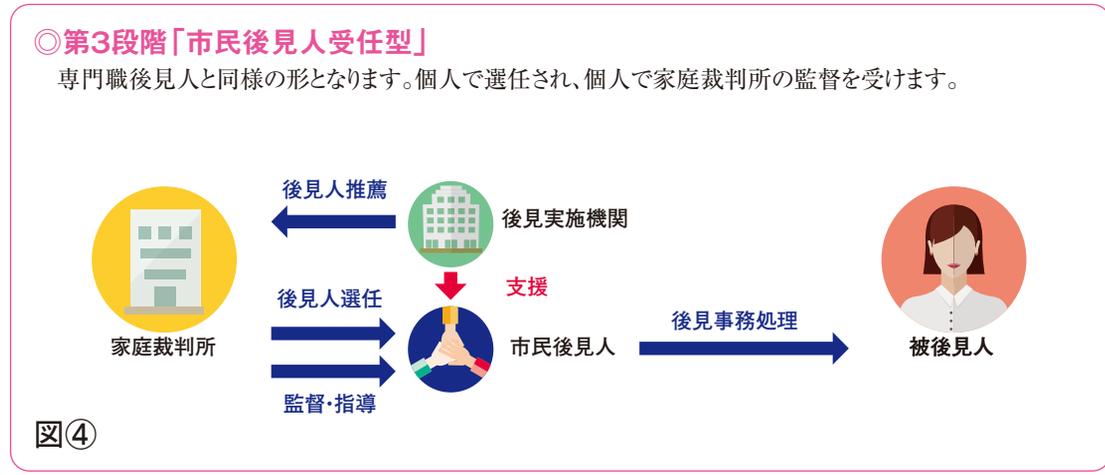
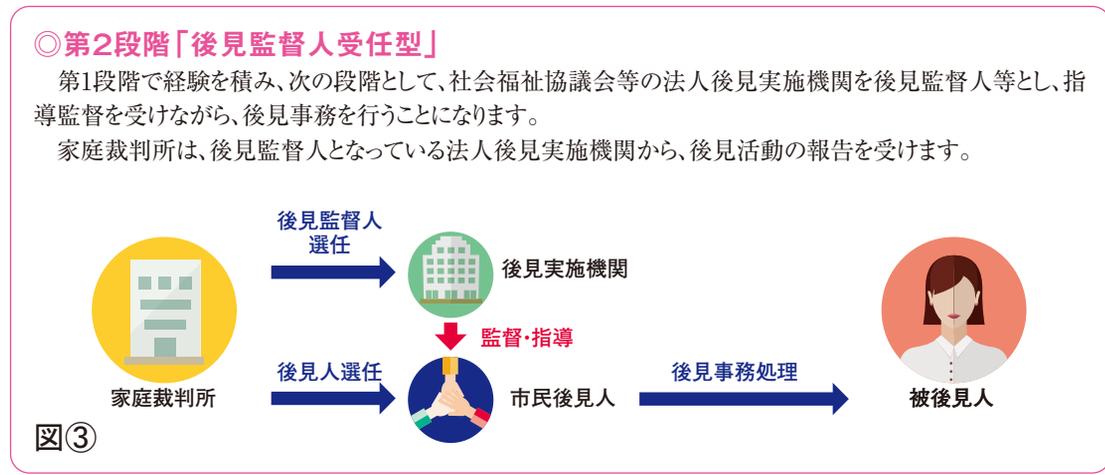
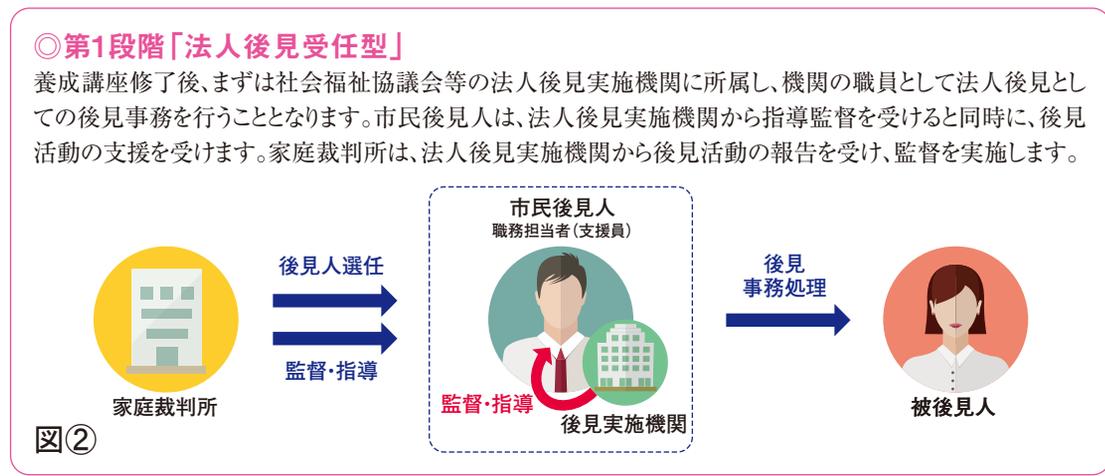
※「実施機関」とは、市民後見活動支援等を行う組織を言います。

養成講座の実施にあたっては、書類審査や面接を実施している地域もあります。厚生労働省から示されている50時間のモデルカリキュラムをもとに各地区でプログラムが検討され、養成講座は半年から1年をかけて行われます。なお、養成講座を修了すれば、すぐに後見活動を行えるわけではなく、静岡家庭裁判所管内では次の図②から④の段階を経て、市民後見人として選任されていくイメージとなっています。

後見人の選任は家庭裁判所の審判事項であり、最終的には裁判官の判断になりますので、ここに記載した内容はあくまでもイメージということになります。

なお、家庭裁判所の統計上で、市民後見人の選任とされるのは図③の第2段階以降となります。

本県においては、平成28年度末時点での養成状況は図⑤のようになっています。取組の進んでいる地区においても、現時点では第1段階までですが、本年度中に、市民後見人が誕生



する可能性が高まっています。

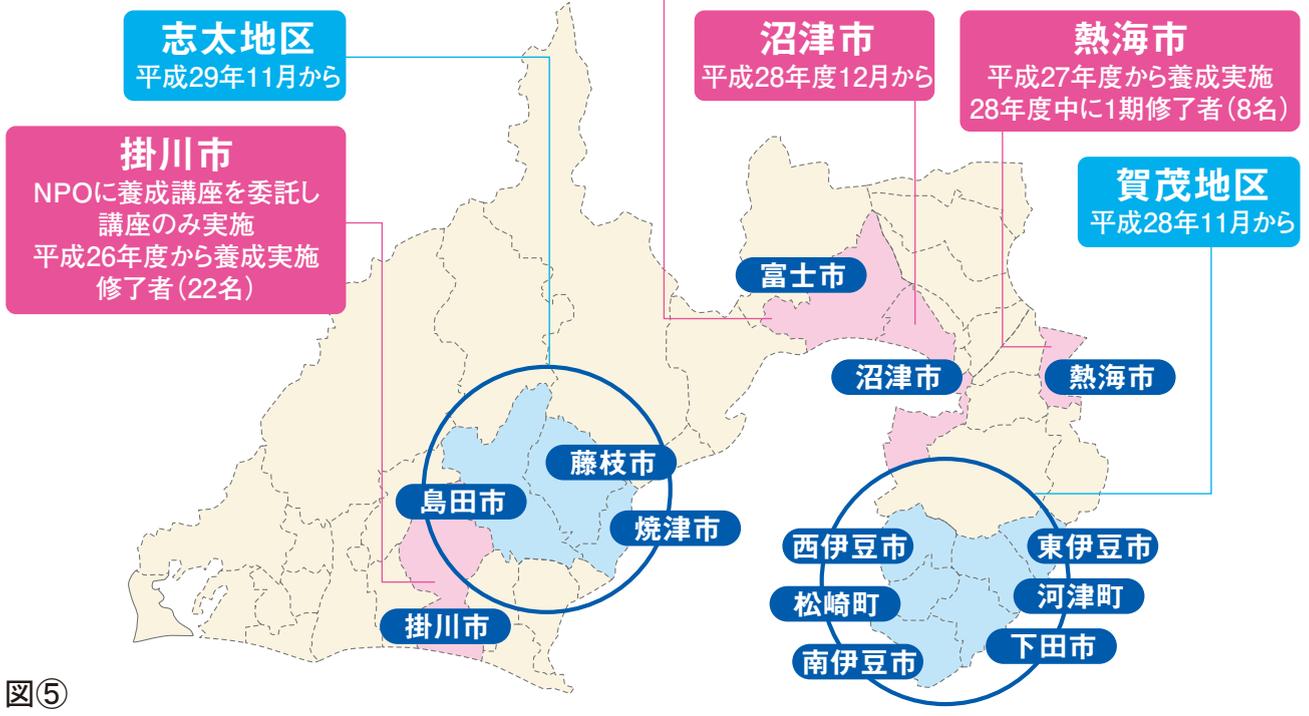
なお、大阪では、『市民後見人は月3回以上面会に行く』というルールを作つて活動しています。本業を持つて

いる専門職後見人ではなかなか出来ない取組です。市民後見人は専門職後見人の単なる補完ではなく、市民ならではの「市民としての専門性」を

発揮できる後見活動の可能性を秘めているのです。

静岡県内の市民後見人養成講座の取組状況 (平成28年度時点)

- 単独実施
- 広域実施



図⑤

市民後見人養成講座 受講者のご紹介



佐藤 光さん
(熱海市:市民後見人
養成講座修了者)

Q なぜ、市民後見人の養成講座を受講されましたか？

A 母親が認知症になったときに「家族の想い」と「母親の想い」の違いでぶつかりたりしてつらい思いをしました。特に母親がつらい思いをしていたと思います。

そのようなときに、施設に入所できるようになったのですが、その施設が本人の気持ちに寄り添うということを大事にしている施設で、母親が見る見るうちに穏やかになってきたのを体験して、自分の対応を反省しました。また、その施設で本当によくしてい

ただいたおかげで、母親が「ここにいれば安心」ということを言うようになったのを体験しまして、自分への反省と施設でお世話になったことへの『社会貢献として何か恩返ししたい』という思いもあつて受講してみようと思えました。

市の広報誌を見たときには、後見制度にある程度興味があつた状態として、母親のときは家族があやふやな状態で契約等を行っていました。後見人がいればしっかりした立場で対応できるといふこともなんとなく分かっていました。

それを市民の立場でも出来るというところに、とても興味を惹かれました。

Q 受講後の感想はどうでしょうか？

A 1年間、月1回終日のスケジュールで受講するのは大変な時もありましたが、受講終了時には『養成講座の修了はまだ入り口に立っただけで、これからもっと勉強しなければ

ならない』ということを思っています。

Q どのような市民後見人になりたいですか？

A 今回の時点は、まだ日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を2か月している状態です。今担当している方は80才を超える女性の方で、10回ほどお会いして思うのは、日々「不安に感じる」「不自由に感じる」「不満に感じる」を抱いてらっしゃるのですが、お会いしてお話をお聞きすると、相手のお気持ちと和らぐのを感じますし、私自身も元気をもらっている気がしています。

市民後見人として活動するのはもう少し先ですが、活動する時には、『共感の気持ちでお話を聞かせていただく』『その人らしさを大切にしたい』と思っています。

Q これから受講を考えている方に一言お願いします。

A 私が考えていることは些細なことです。市民後見人やボランティアは特別なものではなくて、少子高齢化の社会情勢をみれば、誰でも誰かにお世話になるのだと思います。

自分が出来ることはしてあげて、自分が出来ないことは助けてもらうという気持ちを含めながら少しずつも持っていれば、いい世の中になっていくのではないかと思います。

市民後見人になるには勉強しなければならぬのですが、成年後見制度は必要な制度なので、少しでも興味をもつたら、迷わずやってみてほしいです。私のようにいい出会いがあると思います。



森 幸裕さん
(藤枝市:市民後見人養成講座受講中)

Q なぜ、市民後見人の養成講座を受講されましたか？

A 50歳半ば頃、子供が自立し住宅ローンも終え、自分の定年も近いというなかで、ふと自分が年をとった時にどうなるかと考えることがありました。

今までも新聞などで色々な情報を見ていましたが、実際に勉強を始めてみると、「認知症」「老後破産」「孤独死」「老人犯罪」など、今までは他人ごとだと思っていたことが、現実で起こり得る話ではないかということに気が付きました。初めて自分のこととして考えられるようになり、これは大変なことだなと思いました。

さらに色々な情報を調べるうち、成年後見制度が柱となり、これからの高齢社会の諸問題に対応していく必要性を感じました。

私は、働いている時に社会保険労務士と行政書士の資格を取得していたのですが、専門職としてではなく、社会貢献としてお役に立ちたいという思いと、定年してから家に引きこもりたくないという気持ちもあり、市民後見人養成講座の受講を決めました。

Q 受講後の感想はどうでしたか？

A 現在20名の方と一緒に受講していますが、1期生という緊張感があります。

朝から夕方まで講義を受けるのは大変ですが、楽しくもあります。

その一方、内容は聞けば聞くほど難しい仕事だと思えますし責任も重いので、不安やプレッシャーは自分も含め皆さん感じているのではないかと思います。

また、私は自分が年をとった時にどうなるのだろうという観点から入ったので、高齢者と後見制度はすと繋がりますが、知的障害や精神障害の方とは、実際の支援の場面になった時にどう接したら良いのだろうという戸惑いや不安があります。

Q どのような市民後見人になりたいですか？

A 自分の私生活と後見活動のどこにラインを引いて付き合ってい

けばいいのが今は未だ見えていないのですが、どこまで踏み込んでいくのかを上手く整理したうえで、あのひとが後見人になってくれてよかったと言われるような、役に立つ存在になれたらいいと思います。

Q これから受講を考えている方に一言お願いします。

A 今後の高齢社会について色々と調べてみると驚かれるのではないのでしょうか。私がつくり出したように、「人ごとじゃない」ということが分かります。老後安泰なのはごく一部の人間だけでほとんどは自分事。だから、まずは関心を持って私たちと一緒に取り組み、考えていきましょう。

静岡家庭裁判所から



服部 康治さん
(静岡家庭裁判所
主任書記官)

社会福祉協議会のみなさまにおかれましては、常日頃、地域福祉のために御尽力されていることに敬意を表します。

市民後見人の養成や活用については、地方自治体や社会福祉協議会の中核的役割に期待するとともに、今後、地方自治体や社会福祉協議会と意見交換を重ね、共通理解を深めていくことが重要であると考えております。

まず、後見人の選任状況を見ますと、多様化する家族形態や財産管理の困難さなどもあつて、家族が後見人としてご本人を支えることができる事案は年々減少しており、近年は、弁

護士などの専門職の方々が後見人として成年後見制度を担っている状況といえますが、超高齢化社会の中、今後、行政施策が進み、制度の利用者数が増加していくことが想定されるため、専門職の方以外にも、後見人として後見制度を支えていただくことが必要となるのは確実であるといえます。

また、ご本人の立場からしてみますと、後見人が、単に財産を管理してくれるだけではなく、ご本人に寄り添い、ご本人の意向を汲んで、より良い生活を送れるよう、自らの財産を積極的に活用することも含めたサポートをしてくれるということが何よりも大切なことだと思えます。そうすると、身近にご本人を支えることのできる親族がいらない方にとっては、ご本人に身近な存在として、ご本人の意思をより丁寧に聞きながら後見事務を進めていくことができる市民後見人は、これからの成年後見制度を支える大きな力になると感じますし、その市民後見人の養成に関して中核的な役割を担っているみなさまに寄せられる期待もますます高まると思えます。

さらに、家庭裁判所の視点で申し上げます。成年後見制度を利用したからといって、今までに受けてきた社会福祉サービスを前提としたご本人の生活環境が激変するようなことがあつてはならないと考えていますし、支援を必要としている方々に安心して成年後見制度を利用していただき、幸せな生活を送っていただくためには、社会福祉協議会等との連携、相互理解が不可欠であると考えています。

今後、制度の運用を担う家庭裁判所としましては、社会福祉協議会と積極的に連携し、情報を共有するなどして、ご本人にメリットを感じてもらえるような制度の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。地域においてご本人を福祉的観点から支援されているみなさまにおかれども、是非、裁判所とともに、「ご本人らしい生活の実現に資する成年後見制度の実現」という同じ目的地に向かって、手を携えながら進んでいただければと思っております。

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成29年6月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください!
→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
34	介護技術講座(基礎編)	6/1~2 (2日間)	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する介護職等	体の仕組みと動きの理解し、ボディメカニクスを活用した基本的介護技術を習得 講師:静岡県介護福祉士会 飯田 泰子 氏 他
64	介護記録の書き方講座 (入居・入所編)	6/13	シズウエル	老人福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	施設・事業所(特養・老健等)における介護職に必要な介護記録の書き方の基本的知識の習得 講師:対人援助スキルアップ研究所 所長 佐藤 ちよみ 氏
46	急変を見逃さないための 救急講座	6/19	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	利用者の容体の変化を見逃さずに対応するために必要な知識の習得 講師:日本赤十字社静岡赤十字病院 救急看護認定看護師 池田 朋美 氏
101	指導者のための 接遇マナーと 部下指導のポイント講座	6/20	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	接遇マナーの再確認、指導者能力と部下指導のポイントを学ぶ 講師:株式会社はあもい 代表取締役 大野 晴己 氏
98	権利擁護・成年後見セミナー(基礎編)	6/30	シズウエル	社会福祉施設・介護保険事業所等に勤務する方	認知症高齢者や知的障がい者等を支援する職員として必要な権利擁護・成年後見の基礎的知識の習得 ※7/28に実務編を開催 講師:ふるい後見事務所 古井 慶治 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします!

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡下さい。

◎福祉職員生涯研修は、平成28年度から福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程に改定しました。

☆詳しくはホームページをご覧ください [静岡県社協 研修](#) 問い合わせ先: 研修課 電話 054-271-2174

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許
ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



洗浄前
洗浄後

特許出願中

ブラインド・ロールスクリーン
出張クリーニング



株式会社三ナツ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル 0120-370286

フリーダイヤル 0120-370286

fax 054-295-9003

発煙発火のおそれがあります

東芝エアコンをご愛用のお客様へ 再度のお詫びと重要なお願い
引き続き このエアコンを捜しています

エアコン室内ファンを回転させるモーターのリード線接続部から、発煙発火する可能性があります。無償にて点検修理をさせていただきます。

【対象製品】 東芝エアコン大清快

LDRシリーズ

(1998年9月~2000年6月製造)



東芝エアコン大清快

YDRシリーズ

(1999年9月~2001年3月製造)



LDR、YDRシリーズ以外

●ハウジングエアコン

●石油エアコン

●ガスエアコン

●業務用エアコン

(1999年11月~

2002年1月製造)

詳細につきましては、こちらの窓口までご連絡ください。

【ご連絡窓口】 東芝キャリア株式会社 安全サービス推進室
〒416-8521 静岡県富士市蓼原336番地

フリーダイヤル
(通話料無料)

専用 TEL:0120-444-899
専用 FAX:0120-445-175

受付時間

平日 9:00~18:00 (土・日・祝日を除く)

本件につきましては、弊社ホームページでもお知らせしています。 <http://www.toshiba-carrier.co.jp/>

ご迷惑をおかけいたしました誠に申し訳ございません。謹んで深くお詫び申し上げます。ご連絡いただくお客様の個人情報は本件の点検修理のためにのみ利用し管理します。なお、これらの業務に携わる協力会社にはお客様の個人情報を開示することがありますが弊社と同等の管理を行なわれます。

※このお知らせは、2004年8月20日に新聞や弊社ホームページ等によりお知らせした内容と同じものです。 (C17)

ソウェルクラブ(福利厚生センター) ご加入のおすすめ

**新規会員
募集中!**

会員数 251,000人

職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ ●電話健康相談

職員の慶事のお祝い

- 結婚お祝い品贈呈 ●出産お祝い品贈呈
- 入学お祝い品贈呈 ●資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈 ●長期勤続者退職慰労記念品贈呈

地域に密着した事業

- 会員交流事業(旅行・観劇・スポーツ大会等)

職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金 ●災害見舞金

職員の余暇活用のために

- 指定保養所・休暇村 他 全国104か所
- 会員制リゾート施設・ラフォーレ倶楽部
- クラブ・サークル活動助成
- テマパーク ●国内・海外旅行
- レンタカー ●カルチャースクール等

職員の資質向上のために

- 広報講習会 ●接遇講習会 ●レクリーダー養成講習会 ●メンタルヘルス講習会
- OJTスキルアップ講習会 ●ティズニアアカデミー ●コンプライアンス講習(e-ラーニング)
- パソコン講習(e-ラーニング) ●海外研修

職員の生活サポートのために

- 住宅ローン ●特別資金ローン
- ソウェル団体生命保険・傷害保険
- 小売店・引越サービス、文具・消耗品、書籍等

各種情報提供

- 会員情報誌 ●ホームページ

全国約75,000か所の施設を割引価格で利用できる

ソウェルクラブ“クラブオフ”

※第2種会員は、利用できるサービスが一部限定されます。

しくみ

社会福祉事業経営者が当センターと契約することにより、その事業所に勤務する方々が会員として登録され、自由に福利厚生サービスを利用することができます。

掛金

第1種会員：1人当たり毎年度1万円
第2種会員：1人当たり毎年度5千円

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル



TEL ☎0120-292-711
FAX ☎0120-292-722
http://www.sowel.or.jp/
社会福祉法人 福利厚生センター
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1-3-1
NBF小川町ビルディング

ありがとうございました 県社協への寄附金

静岡銀行ふれあい基金協力会 様から本会(ふれあい基金寄附金)へ
277,200円の寄附をいただきました。(3月3日)



左 本会 常務理事 杉田勇三 右 静岡銀行県庁支店 支店長 森田 薫 様

社会福祉しずおか 広告募集

広告を掲載して、イメージアップ、顧客アップを図りませんか?

掲載紙名：機関紙「社会福祉しずおか」

発行部数：毎月11,300部発行

本会会員(県内福祉施設、団体、民生委員児童委員、企業等)、県内小中高等学校等

掲載回数：年1回～毎月(10月を除く)まで

サイズ：ご希望にあった掲載をお選びいただけます

3タイプのサイズをご用意しております

詳細についてはお問い合わせください

問合せ先 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
電話 054-254-5224

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。